

平成 19 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本証券アナリスト協会

企業会計基準公開草案第 19 号
「金融商品に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 23 号
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」について

このたび公表されました標記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 全般について

本公開草案は、金融商品に対する取組方針等の開示を求めたこと、負債についても時価の注記を必要としたこと、時価開示されない金融商品を「時価を把握することが極めて困難と認められるもの」に限定したこと、等によって財務報告利用者の利便性を向上させる枠組みを提供しており、高く評価したい。ただし、個別の論点については以下に述べるとおり改善の余地があると考えます。

2. 金融商品に対する取組方針(適用指針 3.(1))

取組方針は財務諸表公表時のもので、その後変更されることもありうることを明記すべきである。企業を取り巻く環境および金融市場の変化から、期中に金融商品に対する取組方針を変更することは当然ありうる。万一、取組方針に縛られて弾力的な金融商品の活用が阻害されるようなことがあれば、会計基準が経営の裁量を侵害することになり、本末転倒である。については適用指針 3.(1)に次のような項目を追加することを提案する。

「 取組方針は財務諸表公表時のものであり、今後変更されることがありうることを明記する。なお、重要な変更を行った場合は速やかにこれを開示する。」

このように、明記することによって、取組方針をより具体的に記述できるという副次的なメリットも期待できる。

3．金銭債務時価の開示(適用指針 4.(6))

金銭債務の時価評価については利子率で割り引く方法も認められているが、開示後の利子率変動による影響の把握および恣意的な利子率使用の牽制の観点から使用した利子率を明記すべきである。適用指針 4.(6)に次のような項目を追加することを提案する。

「 上記 、 による場合は使用した利子率を具体的に明記する 」

4．リスクの定量的な開示(適用指針 15)

金融商品に関わるリスクの定量的な開示は企業分析において有用な情報であり、国際財務報告基準において重要性が乏しい場合を除いて開示を求められていることから、理想的には開示が望まれる。しかしながら、金融機関や総合商社等を除けば現状でリスクの計量的把握を行っている企業は少数であると思われることから、これを一律に強制することは作成者に過度の負担を課すことになる。一方、金融機関等で既にリスクの定量的な把握を行っている企業については追加的負担は大きくないと考えられる。銀行については、注記以外で定量的なリスク情報が一部開示されているというが、例えば本年 3 月期にメガバンクは市場金利の上昇により、固定金利受け・変動金利支払いのスワップポジションで多額の損失を計上したが、定量的なリスク情報が予め開示されていれば損失額の予測が可能であったという意見もある。また、総合商社、一部のリース会社や事業会社の中には事業の実態が投資会社に近い企業もある。こうした企業については、銀行のような開示制度がなく、バリュアットリスクなどの定量的リスク情報はアナリストとして是非入手したいものである。

上記のとおり、定量的なリスク開示についてのユーザー側のニーズおよび作成者側の対応負担は業種や個社の状況によって大きく異なることから、適用指針がこれを任意開示としていることは基本的に支持できる。しかしながら、既に定量的リスク状況を把握している企業があり、またこうした企業についてはユーザー側の情報ニーズも強いことから、第 15 項の最後の一文を例えば次のように修文することを提案する。

「しかしながら、金融商品に係る定量的なリスク情報を開示することができる場合には、それが重要でない場合を除いて、その手法や仮定とともに財務諸表に注記することとする。」

5．開示例を具体的に(適用指針 15 - 33 頁)

上記意見 3. に伴い、17,22,30 頁に負債の割引に用いた利率を具体的に明記すべきである。ただし、同一の金融商品に残存期間等によって異なった利率を用いた場合はそのレンジ(例えば、1.5% ~ 2%)を示すことで可とする。

適用指針 19 頁 3 行目には、満期保有目的の有価証券に関し「格付の高い債券のみを対象」とあるが、例えば「A 格以上の債券を対象」というようにより具体的に記述すべきである。上記 2. のとおり、取組方針が変更されることがあることを明記することによって、こうした具体的記述も可能になる。

金融資産の時価等に関する事項で、金融資産と負債を 1 表にまとめ、負債を括弧書きし

ている(例えば 20 頁)。デリバティブが資産・負債の両側に立つことを意識したものと思われるが分かりづらい。1 表でも良いから、内部を資産、負債、デリバティブに 3 分し、それぞれに小計欄を設けると一覧性が高まる。この場合、デリバティブは負債に立つ分を括弧書きする。

以 上